

【住民基本台帳閲覧状況の公表】

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まり、もっと安全な住民基本台帳を整備するため、平成18年11月1日より住民基本台帳の閲覧制度が厳しくなり、閲覧者の氏名などを公表する法律が整備されました。

平成24年度に紀美野町で閲覧申請を受付、閲覧を許可したのは以下のとおりです。

① 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

閲覧者の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
和歌山県	自殺対策基本法第11条に基づいた「こころの健康に関する調査」のため	平成24年7月12日	20歳以上の男女
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報活動のため（根拠法令：自衛隊法第29条1項、同第35条）	平成25年2月26日	平成7年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた男女

② 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人 中央調査社 （代表者：西澤 豊）	住民の日ごろの生活実感や生活満足度、生活環境やエネルギーに対する意識などを継続的に調査して、住民の価値観やニーズとその変化を探ることを目的とする。	平成24年8月1日	神野市場地区の20歳以上の男女
社団法人 中央調査社 （代表者：西澤 豊）	健康状態・生きがい・外出、食生活、介護、医療に関する点など、高齢者の健康に関する実態と意識を把握することを目的とする。	平成24年8月28日	津川地区の55歳以上の男女